

滋賀大学教職大学院実習校連絡会規程

(設置)

第1条 滋賀大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻（以下「教職大学院」という。）の円滑な運営を図るため、滋賀大学教職大学院実習校連絡会（以下「実習校連絡会」という。）を置く。

(目的)

第2条 実習校連絡会は、次に掲げる事項について、連絡調整することを目的とする。

- (1) 教職大学院の教育研究及び組織運営の方針に関すること。
- (2) 教職大学院の教育研究及び組織運営の点検・評価に関すること。
- (3) 教職大学院の運営における連携協力に関すること。
- (4) 教職大学院の教育課程の編成及び実施に関すること。
- (5) その他教職大学院の運営について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 実習校連絡会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 高度教職実践専攻長（以下「専攻長」という。）
 - (2) 専攻長が指名する高度教職実践専攻の専任教員
 - (3) 連携拠点校・協力校の校長
 - (4) その他実習校連絡会が必要と認める者 若干名
- 2 前項第3号の委員は、専攻長が委嘱する。
- 3 第1項第4号の委員は、実習校連絡会の議を経て専攻長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第3号の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第4号の委員の任期は、1年を超えない範囲内で専攻長が定める期間とし、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 実習校連絡会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、実習校連絡会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(代理者)

第6条 第3条第1項第3号の委員については、当該委員が指名した代理者を立てることができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 実習校連絡会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、実習校連絡会から選出された者をもって組織する。
- 3 その他専門部会に関し必要な事項は、実習校連絡会が別に定める。

(事務)

第9条 実習校連絡会の事務は、教育学部の事務部において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、実習校連絡会の運営に関し必要な事項は、実習校連絡会の議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。